

本部事務局の業務に関する規程

一般社団法人粉体工学会

（目 的）

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）の本部事務局の業務に関する必要な事項を定めるものである。

（本部事務局の業務）

2. 本部事務局は以下の業務を担当する。
 - ① 庶務に関する事務
 - ・総会、理事会、評議員会、その他の委員会に関する事務
 - ・各種主催行事に関する事務
 - ・会員の管理に関する事務
 - ・公印の保管
 - ・設備の購入、保管ならびに処分に関する事務
 - ・ホームページ管理
 - ② 経理に関する事務
 - ・予算、決算に関する事務
 - ・会費等の請求徴収に関する事務
 - ・現金、預金等の出納および保管に関する事務
 - ・会計帳簿等の整理保管に関する事務
 - ・給与に関する事務
 - ③ 会誌等の刊行に関する事務
 - ・和文誌の刊行および和文誌編集委員会に関する事務
 - ・英文誌の刊行および英文誌編集委員会に関する事務
 - ・その他刊行物に関する事務
 - ④ その他の学会事務

（附 則）

この規程は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

（付 記）

- 2018年2月17日 制定（理事会承認）
2024年9月7日 改定（理事会承認）